

《発行者》 協同組合 愛知労務協会
富田謙社会保険労務士事務所 所長 富田 謙
■住所
〒460-0011 愛知県名古屋市中区大須四丁目11番39号 川本ビル4階
TEL 052-261-2611 URL <http://www.tomiken.org>
FAX 052-261-2612

目次

1. 改正情報
2. 労務管理の基礎知識
3. 所長コラム

1. 改正情報

■ 2歳まで育児休業の再延長が可能に

今年1月に介護休業の分割取得等が盛り込まれた改正育児・介護休業法が施行されました。これに続き、保育所などに入所できず、退職を余儀なくされる事態を防ぐため、今年3月にも育児・介護休業法が再度改正されており、平成29年10月より施行されることになりました。改正内容は以下のとおりです。

【改正内容】

① 最長2歳まで育児休業の再延長が可能に

- ◆ 現在、育児休業は原則として子どもが1歳（パパ・ママ育休プラスの場合には1歳2か月）に達する日までとされていますが、1歳に達するときに保育園に入れないといった一定の理由がある場合には、子どもが1歳6か月に達する日まで延長することができます。これが、1歳6か月以後も、保育園等に入れないなどの場合には、会社に申し出ることにより、育児休業期間を最長2歳まで再延長できるようになります。
- ◆ 育児休業給付金の給付期間も2歳までとなります。

② 子どもが生まれる予定の従業員などに育児休業等の制度などを知らせ

- ◆ 事業主は、従業員やその配偶者が妊娠・出産したこと等を知った場合に、その方に個別に育児休業等に関する制度（育児休業中・休業後の待遇や労働条件など）を知らせる努力義務が創設されます。

③ 育児目的休暇の導入を促進

- ◆ 未就学児を育てながら働く従業員が子育てしやすいよう、育児に関する目的で利用できる休暇制度を設ける努力義務が創設されます。

《育児目的休暇の例》

- ・ 配偶者出産休暇
- ・ ファミリーフレンドリー休暇
- ・ 子の行事参加のための休暇 など

2. 労務管理の基礎知識

■ え？これもサービス残業？！

サービス残業とは、雇用契約で決められた労働時間外の労働時間に対して賃金が支払われない労働のことを指します。記録に残らないため実態が把握しにくいことや、コストカットばかりに注力して放置した結果、後になって多額の未払い残業代を請求されるといったケースが多々発生しています。



残業代は2年間遡って請求できます。また、裁判所に未払い残業代の請求をする時は未払い残業代と同額の付加金を請求することもできます。

会社が意図しないサービス残業が発生しないよう、日々の労務管理の徹底が求められます。

《注意が必要な就業実態》

◆ 定時でタイムカードを押すよう強要する

⇒ 定時を過ぎるとタイムカードを押し、その後デスクに戻って仕事を再開するという、もっともありがちなサービス残業のケースです。

◆ 朝早く、定時前に業務開始

⇒ 始業前の朝礼や掃除のために早く出社するというケースです。昔からの慣習という名目でやっている場合も該当します。

◆ 名ばかり管理職

⇒ 役職名が付いていることを理由に残業代を全く支払わないケースです。

◆ 仕事の持ち帰り

⇒ 明らかに納期が間に合わない、業務外の研修の課題が終わらないなど、家で作業するしかないなどの場合が該当します。

3. 所長コラム

■ 南三陸町

2011年（平成23年）3月11日（金曜日）14時46分18秒、宮城県仙台市の東方沖70kmの太平洋の海底（深さ24km）を震源とする東北地方太平洋沖地震が発生したことは記憶に刻まれている。マグニチュードは9.0、発生時点において日本周辺における観測史上最大の地震であった。この地震により、波高10m以上、最大遡上高40.1mにも上る巨大な津波が発生し、東北地方の太平洋沿岸部に壊滅的な被害が発生した。警察庁は、2017年（平成29年）3月10日、死者は15,893人（9,540人）、重軽傷者は6,152人（4,145人）、警察に届出があった行方不明者は2,533人（1,230人）であると発表している。（※1）

宮城県南三陸町では、3階建ての防災対策庁舎の屋上まで水没するなど町職員42人が、5階建ての公立志津川病院も4階天井付近まで水没し、入院患者107人中72人と職員3人が死亡。850人以上が犠牲となった。防災庁舎の屋上で津波にさらわれないよう必死にしがみついている映像を記憶している方もいると思います。震災から7年過ぎこの地に初めて訪れた私の前にある防災対策庁舎の高さにただただ脅威を覚えるばかりだ。

百聞は一見に如かず。

（※1）

括弧内表記は宮城県の数字